

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市産後ケア事業諏訪圏域外実施補助金					
補助事業等の標目	母子健康法(昭和40年法律第141号)第17条の2の規定により実施する産後ケア事業に関し、医療機関又は助産所等(諏訪市産後ケア事業実施要綱(平成28年諏訪市告示第73号)第2条の規定により市が産後ケア事業を委託した医療機関又は助産所を除く。以下「事業所等」という。)において産後ケアを受けた際に要した利用料の自己負担額を一部補助することで、里帰り出産等の理由により諏訪圏域外で出産をした場合にあっては、安心して産後ケアを受けられる体制を整備し、母子の心身の健康保持を図る。					
補助事業等の対象者	市内に住所を有し、市税等を滞納していない者であって、次の表の区分に応じ、それぞれ定める要件のいずれにも該当するものとする。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 725 823 763">区分</th> <th data-bbox="823 725 1401 763">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 763 823 981">産後ケア事業通所型(相談)</td> <td data-bbox="823 763 1401 981">           出産の日から1年6月以内にある産婦であって、次のいずれも満たす者            (1) 感染症疾患にかかっていない者            (2) 医療的介入の必要がない者又は医療的介入の必要があるが医師により事業の利用が可能であると判断された者         </td> </tr> </tbody> </table>	区分	要件	産後ケア事業通所型(相談)	出産の日から1年6月以内にある産婦であって、次のいずれも満たす者 (1) 感染症疾患にかかっていない者 (2) 医療的介入の必要がない者又は医療的介入の必要があるが医師により事業の利用が可能であると判断された者	
	区分	要件				
産後ケア事業通所型(相談)	出産の日から1年6月以内にある産婦であって、次のいずれも満たす者 (1) 感染症疾患にかかっていない者 (2) 医療的介入の必要がない者又は医療的介入の必要があるが医師により事業の利用が可能であると判断された者					
産後ケア宿泊型・通所型(滞在)・訪問型事業	出産の日から1年以内にある産婦で、次のいずれも満たす者 (1) 感染症疾患にかかっていない者 (2) 医療的介入の必要がない者又は医療的介入の必要があるが医師により事業の利用が可能であると判断された者					
補助対象経費	産後ケアに要した経費であって、次の表の区分に応じ、それぞれ定める経費とする。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 1274 919 1312">区分</th> <th data-bbox="919 1274 1401 1312">対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 1312 919 1458">産後ケア事業通所型(相談)</td> <td data-bbox="919 1312 1401 1458">利用費の自己負担額(他の制度により当該産後ケアに係る利用料の補助を受けている場合は、その額を控除した額)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象経費	産後ケア事業通所型(相談)	利用費の自己負担額(他の制度により当該産後ケアに係る利用料の補助を受けている場合は、その額を控除した額)	
	区分	対象経費				
産後ケア事業通所型(相談)	利用費の自己負担額(他の制度により当該産後ケアに係る利用料の補助を受けている場合は、その額を控除した額)					
産後ケア宿泊型・通所型(滞在)・訪問型事業	1日当たりの利用費の自己負担額に当該産後ケアの利用日数(7日を上限とする。)を乗じて得た額。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、当該利用日数に7日を加えた日数を上限とする。					

補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、次の表の区分に応じ、それぞれ定める額とする。	
	区分	補助金等の額
	産後ケア事業通所型（相談）	補助対象経費の10分の10以内の額とし、1万円を上限とする。
	産後ケア宿泊型・通所型（滞在）・訪問型事業	<p>1 補助金の額は、補助対象経費の10分の8以内の額とし、1日当たり26,000円を上限とする。</p> <p>2 多胎児の場合にあつては、前項の規定による上限額に、2人目以降1人につき6,000円を加算した額を上限額とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、当該利用者が、生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する場合には、対象経費の10分の10以内の額とする。</p>
【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 公平性の観点から、市が業務委託契約を行う事業所等で産後ケアを受けた場合と自己負担額が同等となるようにするため。		
補助事業等の評価	産後ケアの額を証する領収証等をもとに、事業内容の審査を行い担当部署により効果を評価する。	
補助事業等の開始時期	令和7年4月1日	
補助事業等の終了時期	令和10年3月31日	
	【終了時期が3年を超える場合の理由】	
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページで公表する。	
その他	補助金等の利用対象となる事業所等は、産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン（令和6年10月30日付けこ成母第642号こども家庭庁成育局母子保健課長通知）を遵守して産後ケア事業を行う事業所等とする。	
提出書類	補助金の交付を受けようとする者は、諏訪圏域外で最後に産後ケアを受けた日から90日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 諏訪市産後ケア事業圏域外実施補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号） (2) 産後ケア利用料の額を証する領収証等の写し (3) 対象経費算出のために必要な産後ケアの内容、利用日数、利用期間がわかる書類の写し	
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。	
担当部署	諏訪市 健康福祉部 健康推進課 健康支援係	

令和7年 3月18日 制定（令和 7年 4月 1日 施行）

令和 8年 3月23日 一部改正（令和 8年 4月 1日 施行）